

第136号議案

八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定につい
て

八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例

八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例（平成25年八王子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条（略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和3年八王子市条例第 号。以下</p>	<p>（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数） 第6条（略） 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第56号。以下</p>

「指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 (略)

4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第70条第1項**に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第139条第1項**に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第183条第1項**に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例**第210条第1項**に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)

(4)~(12) (略)

6~11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

「指定居宅サービス等基準条例」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 (略)

4 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)、指定訪問看護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第64条第1項**に規定する指定訪問看護事業所をいう。)若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所(第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。)の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第147条第1項**に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第47条第4項第1号及び第151条第12項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第189条第1項**に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第47条第4項第2号において同じ。)

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例**第216条第1項**に規定する指定特定施設をいう。第47条第4項第3号において同じ。)

(4)~(12) (略)

6~11 (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例**第70条第1項**に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例**第69条**に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、**指定居宅サービス等基準条例第70条第1項第1号ア**に規定する基準を満たすとき（同条第5項の規定により**同条第1項第1号ア**及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（**令和3年八王子市条例第___号**。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）**第14条第9号**に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例**第64条第1項**に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例**第63条**に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、**法第74条第1項の規定に基づき定められる人員に関する基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第60条第1項第1号イ**に規定する基準**に相当するものをいう。**）を満たすとき（同条第5項の規定により**同条第1項第1号イ**及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（**平成26年八王子市条例第58号**。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）**第20条第8号**に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第59条の6、第59条の28及び第59条の29において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例**第70条第1項第1号**に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) (略)

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（**令和3年八王子市条例第8号**。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）**第84条第1項**に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例**第137条第1項**に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例**第151条第1項**に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（**八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第6号。以下この条において「指定障害児通所支援等基準条例」という。）第5条第1項**に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通過せる事業所において指定児童発達支援（**指定障害児通所支援等基準条例第4条**に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（**指定障害児通所支援等基準条例第79条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通過せる事業所において指定放課後等デイサービス（**指定障害児通所支援等基準条例第78条**に規定する指定放課後等デ

(1)～(5) (略)

(6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準条例**第64条第1項第1号**に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

(7) (略)

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（**平成26年八王子市条例第47号**。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）**第78条**に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例**第123条第1項**に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例**第133条**に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（**児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項**に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通過せる事業所において指定児童発達支援（**指定通所支援基準第4条**に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（**指定通所支援基準第66条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通過せる事業所において指定放課後等デイサービス（**指定通所支援基準第65条**に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たす

サービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第84条第1項**に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第137条第1項**に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第151条第1項**に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定**障害児通所支援等基準条例第5条第1項**に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)**又は**指定放課後等デイサービス事業所(指定**障害児通所支援等基準条例第79条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例**第83条**に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例**第136条**に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例**第150条**に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援**又は**指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 (略)

2 (略)

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定**居宅サービス等基準条例第79条第1項**に規定する訪問看護計画書**又は**指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。

べき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第78条**に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第123条第1項**に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準条例**第133条**に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定**通所支援基準第5条第1項**に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)**又は**指定放課後等デイサービス事業所(指定**通所支援基準第66条第1項**に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例**第77条**に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例**第122条**に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例**第132条**に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援**又は**指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) (略)

(療養通所介護計画の作成)

第59条の31 (略)

2 (略)

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書(指定**居宅サービス等基準第70条第1項**に規定する訪問看護計画書**又は**指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。

以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4～6 (略)

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例**第14条各号**に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(**令和3年八王子市条例第 号**)**第97条第1項**に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第105条第1項**に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置か

以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4～6 (略)

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例**第20条各号**に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(従業者の員数)

第151条 (略)

2～11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(**平成26年八王子市条例第59号**)**第129条第1項**に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例**第99条第1項**に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置か

ないことができる。

14～17 (略)

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例**第69条**に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～13 (略)

14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、**指定居宅サービス等基準条例第70条第1項第1号ア**に規定する基準を満たすとき(同条第4項の規定により**同条第1項第1号ア**及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

いことができる。

14～17 (略)

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(省令第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例**第63条**に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2～13 (略)

14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、**法第74条第1項の規定に基づき定められる人員に関する基準(指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ)**に規定する基準に相当するものをいう。)を満たすとき(同条第4項の規定により**同条第1項第1号イ**及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

